

1. 総合事業のサービス実施を希望しない事業者について

予防訪問介護・予防通所介護の事業者指定を受けている事業者で、総合事業の介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスの実施を希望しない事業者については、次の説明会で総合事業に係る「みなし指定を不要とする旨の申出書」の提出が必要なことを周知

平成27年3月19・20日 『川崎市 平成27年度介護報酬改定等説明会』
 平成28年2月12・15日 『川崎市 介護予防・日常生活支援総合事業等説明会』

2. 訪問型サービスみなし指定事業者数（平成28年4月1日現在）

予防給付	指定事業者数	⇒	総合事業	みなし指定事業者数※1	みなし辞退※2
予防訪問介護	284	⇒	介護予防訪問サービス	284	0
参考：予防通所介護	298	⇒	参考：介護予防通所サービス	297	1

※1 平成28年3月31日までに予防訪問介護・予防通所介護の事業者指定を受けた事業者は、総合事業の介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスの指定を受けたこととみなされ、総合事業のサービス提供が可能

※2 『みなし辞退』とは平成28年2月29日までに川崎市の総合事業に係る「みなし指定を不要とする旨の申出書」があった事業者数

3. 訪問型サービス 利用者一人あたり報酬金額の比較（例）

◆介護予防訪問サービス（介護予防型）：週60分以下の提供の場合

予防訪問介護		⇒	介護予防訪問サービス（介護予防型）	
月額 (週1回程度)	12,988円	⇒	月に4週提供する場合	10,363円
		⇒	月に5週提供する場合	12,988円※

※単価については国が定める単価（予防給付の単価）を超える単価設定はできない。

◆介護予防訪問サービス（生活援助特化型）：週60分以下の提供の場合

介護予防訪問サービス（生活援助特化型）【介護予防型の70%相当】	
月に4週提供する場合※	7,250円
月に5週提供する場合※	9,096円

※指定訪問介護事業所で採用された介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者研修修了者がサービス提供する場合の報酬金額

4. 介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者研修について

- ◆目的：将来的な担い手不足への対応として担い手のすそ野拡大
- ◆研修実施機関：指定訪問介護事業者であって研修機関として市の指定を受けた法人
- ◆研修機関受付：平成28年4月から受付開始（5月現在、1法人の申請予定あり）
- ◆研修機関指定までの流れ：
 研修機関としての指定申請書等の提出⇒本市による研修実施計画（使用するテキスト、募集案内方法等）の審査⇒研修機関として指定
- ◆研修修了者がサービス提供を行うまでの流れ：
 指定訪問介護事業所で採用⇒研修機関での研修受講⇒修了証書の交付⇒同行訪問の実施⇒指定訪問介護事業所で生活援助に特化した担い手としてサービス提供を実施

サービス提供の条件：次の研修カリキュラム受講+同行訪問（最低2回）

領域	項目	講義の項目	内容	履修時間数
講義	1	高齢者を支える保健福祉施策	介護保険制度の動向と、介護保険外のサービスについて	60分
	2	サービス提供の基本的視点	秘密保持と人権の尊重、基本的態度、自立に向けた支援	30分
	3	介護（ホームヘルプサービス）概論	生活援助の理解	20分
	4	認知症について	認知症への理解	60分
実技演習	5	利用者の理解とコミュニケーション	対人援助の技術と実技	90分
	6	介護技術入門	緊急時の対応方法	30分

約5時間

5. 他政令市の訪問型サービス実施時期状況（平成27～28年度開始の政令市）

H28.5月時点調		横浜市	相模原市	名古屋市	北九州市
現行相当	実施時期	平成28年1月	平成28年4月	平成28年6月	平成28年秋頃
基準緩和	実施時期	平成28年10月予定	平成28年10月予定	平成28年6月	平成28年秋頃
	内容	生活援助	検討中	生活援助	生活援助（予定）
	要件	一定の研修修了者	検討中	一定の研修修了者	検討中